

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 町単独災害復旧事業 古里地区
 2 工 事 場 所 大島郡和泊町 古里 地内
 3 工 期 70日間

第 1 章 総則

町単独災害復旧事業 古里地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、町単独災害復旧事業 古里地区の、水路復旧を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
土工	掘削, 床掘, 埋戻	1式	
水路工	既設横断暗渠撤去工, 横断暗渠据付工, 既設水路接続工	1式	
道路工	As舗装取壊・復旧工	1式	

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

第 3 章 施工条件

1 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 土質

この工事の施工場所の土質は、粘性土と想定している。

2 関係機関との連絡調整

和泊町耕地課, 古里字区長などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

3 営農との関連

畑, 水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。

また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

4 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財, 水道管, ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

本工事個所は、水道本管及び下水道本管が埋設されているため、施工前に生活環境課担当と協議を行うとする。

- 5 . 第三者に対する措置
 - (1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意を払い施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
 - (2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。
 - (3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。
 - (4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。
 - (5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。
 - (6) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。
- 6 . 建設副産物
 - (1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。
 - 1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認
 - 2) 受渡確認票による確認
 - (2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。
 - (3) 「建設副産物の適性処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

- 1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。
- 2 . 任意仮設

以下に示す仮設工は、任意仮設とし設計変更及び検査等の対象としない。

 - (1) 仮設道路

受注者の判断で工事施工のため設置する仮設道路用地は、工事完了後、工事前と同じ状況に復旧し所有者の承諾を得ること。
 - (2) 仮設排水路

受注者の判断で工事施工のため設置する仮設排水路用地は、工事完了後、工事前と同じ状況に復旧し所有者の承諾を得ること。

(3) 水替工

降雨後の急激な増水による危険性に対処するため、毎日の気象情報を把握し、必要な現場対応を迅速に行うこと。

また、施工区域付近の生物等に影響を与えないように、汚濁防止等に努めること。

3 建設発生土の一時仮置き場

建設発生土の一時仮置き場は、場所等を監督職員と協議の上、降雨や暴風雨等により災害の発生がないよう十分管理しなければならない。

第 6 章 工事用地等

1 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法(mm)	水セメント比 (%)	スランプ範囲 (cm)	セメントの 種類	適用工種
標準品	18	25以下	65以下	8	BB	型枠工

※設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限值より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚16cm未満の場合は25mm以下、部材厚16cm以上の場合は40mm以下とする。

※水密性を考慮する場合は、水セメント比55%以下とすることを標準とする。

- 1) 生コンは原則としてJIS表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。
- 2) 品質検査(JIS A5308-9検査)は、受注者が直接行うよう努めなければならない。止むを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも受注者が立会いし確認しなければならない。
- 3) 品質管理は、施工管理基準によるほか材合7日又は3日圧縮強度試験を行い、強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。
- 4) 場所打ち鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。
流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
(平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)

(2) 路盤材

工種	材料	修正CBR	備考
下層路盤	再生切込 RC-40	30以上	路盤厚80mm超に使用
上層路盤	粒調碎石30mm以下	80以上	路盤厚80mm以下に使用

※再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(3) 瀝青材料

プライムコートに使用する瀝青材料は、アスファルト乳剤PK3とする。

(4) アスファルト混合物

1) アスファルト混合物は、原則再生アスファルトを使用するものとし、混合物の標準配合は、アスファルト舗装要綱による密粒度アスコンとする。

2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³とするが、変更することがある。

3) 骨材寸法は13mm以下とする。

(5) 基礎碎石

1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。

2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。

3) 再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

2. カタログ、各種成績書等

材料名	提出物	備考
アスファルト混合物	配合設計書	密粒度アスコン(13)
アスファルト乳剤(JIS規格品)	配合設計書	浸透用PK-3
生コンクリート	カタログ、試験成績書	
粒度調整碎石	カタログ、試験成績書	M-30
再生クラッシュラン	カタログ、試験成績書	RC-40
R型暗渠	カタログ、試験成績書	300×300×2000

3. 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工種	作業段階	備考
設計と現場の不一致	やり形、丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
土工	施工前、施工中	
型枠コンクリート工	施工前、施工中	
横断暗渠工、既設暗渠接続工	施工前、施工中	
As舗装取壊・復旧工	施工前、施工中	
その他追加事項		

※現場管理業務がある場合には確認項目、時期、回数等について監督職員と協議し、指示を得る

(4) その他追加事項

- (5) 土工
- (1) 伐開
- 1) 伐開区分は、共通仕様書第3章第3節3-3-1の3-(4)の伐開Ⅱとする。
 - 2) 立竹木伐採については、道路敷地以外で地権者の指定する隣接した場所もしくは、監督職員と協議の上、承認を得た場所に仮置する。
- (2) 掘削
- 1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。
 - 2) 切土の法面は、安定を確保しながら施工すること。
 - 3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。
 - 3) 構造物設置範囲の水田部の表土は、20cm程度剥取りをしなければならない。
 - 4) 掘削中湧水があった場合は、その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。
また、地下水位が高い場合も同様とする。
- 5) その他追加事項
- (3) 埋戻、盛土
- 1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
 - 2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
 - 3) その他追加事項
 - 1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- (4) 構造物の地盤
- 床掘、盛土面に直接既製品(U型溝・合流槽等)を布設する場合、特に据付部は振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級等での締固めを十分行い、既製品が沈下しないよう施工するものとする。
- また、軟弱な地盤が露出した場合は、監督職員と協議を行いその指示によること。
- なお、既製品の側面部も同様に締固めを十分に行い、埋戻土や盛土が沈下しないよう施工するものとする。
- (5) 建設発生土
- 建設発生土は、(別紙-1)に基づき適正に処理しなければならない。
- また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。
- (6) その他追加事項
- (6) 基礎工
- (1) 砂基礎
- 砂基礎の締固めは、振動コンパクタ90kg級又はタンパ60～100kg級により3回以上転圧しなければならない。
- (2) 基礎栗石
- 割栗石φ5cm～φ15cmを均等に敷均したのち、空隙に目潰砂利として再生切込碎石40mm以下を割栗石量の20%相当を混入したのち、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧しなければならない。
- (3) 基礎碎石
- 基礎碎石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。
- 7 コンクリート
- (1) 打設
- 1) コンクリート打設は、型枠、配筋配置の、それぞれの検査を受けた後、打設するものとする。
 - 2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。

- 3) 現場打ち鉄筋コンクリート構造物(ボックス暗渠ほか) 9m以下
- 4) 無筋コンクリート擁壁, ブロック積, 張コンクリート 10m以下

8 . コンクリート二次製品

1) 暗渠等

区 分	規 格	内 容		
最大隙間	30mm未満	モルタルで施工		
//	30mm以上	工場製作(割付け図の作成等で施工)		
種 類	構 造	敷モルタル厚	備 考	
暗 渠	R型暗渠	20 mm		

(9) リサイクル利用

- 1) 本工区においては、既設二次製品水路のリサイクル転用を計画しているため、撤去時には
- 2) 撤去後は、検収を行いリサイクル可能分、不可能分について数量管理を行うこと。

材 料	路盤の品質管理(密度)規格値	備 考
シラス	93%以上	
再生碎石	93%以上	
粒調碎石	93%以上	

(8) アスファルト舗装工

- 1) マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし突固め回数は50回とする。
- 2) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)1~2ℓ/㎡程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
- 3) プライムコートを施工してから交通開放するときは、プライムコートの上に砂0.3m³/100㎡をまいて保護しなければならない。
- 4) 表層工は振動ローラ3~12t級及びタイヤローラ8~20t級により締固めなければならない。

第 9 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策, 流出防止対策, 自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

3 . 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ, その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

4 . その他

上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 10 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。

1 . 第2章の2, 3の工事概要及び工事数量に変更があった場合

2 . 掘削にともない, 第4章の1の土質に相違があった場合

3 . 転石や岩盤等の出現

4 . 地下水位が高い場合, あるいは湧水がある場合

5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現

6 . 排出ガス区分

7 . ラフテレーンクレーン, トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン, トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第 11 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 交通誘導員の配置
 - (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。

第 12 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 13 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
 - 前払金及び部分払い、中間前払は行う事が出来ない。
- 2 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- 3 . 提出書類
 - (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
 - (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
 - (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。
- 4 . 施工体制等点検
 - (1) 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(2) 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために建設工事の一部または、以下の1)から4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

- 1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- 2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- 3) 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- 4) その他監督職員が記載を指示した業務等

(3) 点検対象工事

1) 下請契約がある場合

請負代金額	下請契約の総額が4,000万円以上	下請契約の総額が4,000万円未満
3,500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」 …特定建設業許可保有の確認 ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-3-1, -2 ・様式-4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」 ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式-3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式-4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」
3,500万円未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-1 「施工体制点検票(事前確認)」

2) 下請契約がない場合

請負代金額	
3,500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認
3,500万円未満	点検対象外

5 現場代理人の兼任

(1) 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- 1) 兼任できる工事は2件までとし、それぞれの工事の請負金額が3,500万円未満であること。
※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が3,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)
その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- 2) 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- 3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- 4) 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

- 5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- 6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

(2) 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙-3)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ現場代理人等選任(変更)通知書により発注者に通知すること。
また、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

- 6 . 受注者に対する措置請求
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。
- 7 . 構造物等の充分確認
施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 8 . 架空線の防護措置
架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。
- 9 . 施工計画書作成の留意点
施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 10 . 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-4)を遵守しなければならない。
- 11 . 法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 12 . その他追加事項

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際しては、再生資材を利用すること。
また、使用に際しては「舗装再生便覧」等を遵守すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所
再生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40(30)	使用箇所
その他追加事項		

第 3 条 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用

建設工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後盛土材として再生利用すること。

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程毎の作業内容・解体法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	(株)大輝	大島郡和泊町畦布地内	L=8.0km以下
アスファルト	(株)大輝	大島郡和泊町畦布地内	L=7.0km以下

※上記の施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

3. 受入時間 8時00分 ~ 17時00分
再資源化施設の営業時間による。

4. その他(仮置き等必要条件)

施工計画書において監督職員との協議のうえ、承認を得るものとする。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)

- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)

- 3) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視

- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視

- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視

- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導

- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導

- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り

- 2) 見通しの悪いところの見張り

- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手

- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため

- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手

- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の指名

印

現場代理人の兼任(変更)申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので(変更)申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (申請工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	連絡先
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の距離	①-②	km	
	①-③	km	
	②-③	km	

※添付書類 : 兼任する他の工事の当初契約書(写し)
※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
※工事現場の相互の距離は直線距離とする

(別紙-4)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、この工事に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。
- 2 受注者は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者に請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、工事完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

- 第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。